

# 3歳から5歳までの子どもたちのための 児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

児童福祉法に基づく下記のサービスについては、  
対象者の利用者負担を無料とします。

## 無料となるサービス

- ・ 児童発達支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 福祉型障害児入所施設
- ・ 医療型障害児入所施設

## 対象となる子ども（令和2年度）

無償化の対象となる期間は、  
「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。

（具体的な対象者の例）

学年（誕生日）	対象期間
年少クラス相当 （平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ）	令和5年3月31日まで
年中クラス相当 （平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ）	令和4年3月31日まで
年長クラス相当 （平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ）	令和3年3月31日まで

※ 利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いいただくこととなります。

※ 幼稚園、保育所、認定こども園等と、上記サービスの両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象となります。

## 無償化にあたり、新たな手続きは必要ありません。

ご利用の障害児サービス事業所が、お子様の生年月日により無償化対象であることを確認します。

問い合わせ先：千代田区 児童・家庭支援センター 発達支援係  
（電話） 03-5298-2424 （専用電話） 03-5296-9281